

公 告

建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義，入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は，平成24年6月1日（12（19）に係る部分は，同年9月1日）以後に入札手続を開始する建設工事について適用し，同日前に入札手続を開始した建設工事については，なお従前の例によるものとします。

平成24年5月28日

高松市長 大西秀人

12（15）イ中「高松市指名停止等措置要綱（平成元年高松市庁達第2号）」を「高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）」に改め，12に次のように加える。

（19） 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は，その平均が65点未満でないこと」とは，高松市発注の同業種工事（建設業法の28業種区分による。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。）を2件以上有する場合は，それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

14（1）ウ中「（2）に規定する」を削る。

15（2）イに次のように加える。

（オ） 12（19）に規定する工事成績の評定に係る要件を付した場合にあっては，当該要件

17（4）中「認められなかった場合」の次に「（落札候補者から（5）の書面の提出がなかった場合を含む。）」を加え，17中（5）を（6）とし，（4）の次に次のように加える。

（5） 確認資料および追加資料の記載内容が入札参加資格を満たすか否かの主張が市と落札候補者との間で異なる場合においては，市長は，落札候補者に対し，市の主張理由を添え期限を定めて落札候補者の主張理由を書面で提出することを書面で依頼するものとし，落札候補者が提出した書面により入札参加資格を満たすか否かの審査をするものとする。この場合，市長および落札候補者のそれぞれの主張理由を記載した書面は，契約監理課ホームページで公表するものとする。

19を次のように改める。

19 苦情の申立て等

17（4）の審査により入札参加資格がないと認められた者および総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情および再苦情の申立てに関しては，高松市建設工事等の入札および契約の

過程ならびに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

23(3)ただし書中「建設工事公告」を「高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準（平成18年6月1日施行）または建設工事公告」に改め、23中(12)を(13)とし、(7)から(11)までを(8)から(12)までとし、23(6)中「高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準」の次に「高松市工事等の入札および契約の過程ならびに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領、高松市指名停止等措置要綱、高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（平成24年高松市告示第404号）」を加え、「(11)」を「(12)」に改め、23(6)を23(7)とし、23(5)の次に次のように加える。

(6) 次のいずれかに該当する場合には、不正または不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 落札候補者となったにもかかわらず、17(3)による追加資料の提出をしないとき。

イ 落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に17(4)の審査において入札参加資格が認められなかったとき。

ウ 17(5)の書面による手続に至る前に、落札候補者が確認資料または追加資料の錯誤、内容の誤り等による入札の無効を認めたとき。

エ 17(5)による市長の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。

オ 17(4)の審査において施工実績等の要件に係る入札参加資格が認められなかった場合において、当該工事を施工する者に通常求められる技能および知識の水準に照らし落札候補者の説明が妥当性を欠いているとき。

別表第1に備考および注意として次のように加える。

備考 施工実績として提出しようとする工事を受注した際、その発注機関が当時の法人税法別表第1または建設業法施行規則第18条に規定する法人に該当する場合は、当該発注機関は、この表に掲げられている機関とみなす。

注意 この表に掲げられている機関（以下「対象機関」という。）以外の機関（以下「対象外機関」という。）における工事契約に関する事務を対象機関の職員が実質的に執行していたとしても、当該対象外機関は、当該対象機関とはみなさない。